

Manusmṛti の注釈文献

—Manuṭīkā と Manvarthamuktāvalī—

沼 田 一 郎

[はじめに]

Manusmṛti [*Manu*] には現在 9 種類の注釈が知られている。その中で、Bhārucci 作 *Manuśāstravivarāṇa* [*Viv*] は最も古く、比較的近年になってから校訂出版、英訳された¹⁾。それまでは、Medhātithi の *Manubhāṣya* [*Bhā*] が最古とされていたが、Derrett は *Manu* の全篇にわたって *Bhā* による *Viv* の引用箇所を示し、それが更に Kauṭilya の *Arthaśāstra* [*Arth*] に源泉を持つことを明らかにした²⁾。この両古注の対応関係は王権論を扱う第 7 章において、より鮮明であり、偈によっては注釈文の大半が *Arth* からの引用に終始することもあるほどである。

このように古注の存在することが知られつつも、*Manu* 研究の最初期以来、翻訳の際に参照され、いわば「流布本」として扱われるのは Kullūka 作 *Manvarthamuktāvalī* [*Mukt*] である³⁾。*Mukt* は *Viv*、*Bhā* より新しいが、その簡にして要を得た注釈の故に重用されている。

Mukt は Medhātithi の名に言及し、*Bhā* を直接参照しているが、それと同時に *Manuṭīkā* [*Ṭī*] の作者である Govindarāja の名をも挙げている。*Ṭī* は年代的には *Bhā* と *Mukt* の中間に位置し、⁴⁾ これまでに単独で出版されたことはなく、大きく取り上げられたこともない。しかし *Mukt* を参照する場合、先行する *Ṭī* の内容を詳しく検討する必要がある。すなわち、Derrett の研究を踏まえるならば、注釈相互と *Arth* との間には緊密な関係が想定されるのであり、*Viv* から *Mukt* までの 4 注釈の間でそれについて検討する必要があると言えるのである。これら 4 注釈は明瞭な引用、影響関係にあるが、それは次の 5 パターンに大別できる。

[1] *Viv*—*Bhā*、*Ṭī*—*Mukt* はそれぞれ対応するが、別系統である。

[2] *Viv*—*Bhā*—*Ṭī*—*Mukt* が対応し、*Arth* に対応箇所がある。

[3] *Ṭī*—*Mukt* のみが対応する。

[4] *Viv*—*Bhā* のみが対応し、*Arth* に対応箇所がある。

[5] *Viv-Bhā* のみが対応し, *Arth* には対応箇所がない。

[4] と [5] についてはその大半が Derrett によって既に指摘されているので, ここでは残りの 3 パターンについて具体例を示して検討することにしたい。

なお, *Manu* の注釈と *Arth* との関係という点では, 内容的に第 7 章が重要であり, また紙幅の制約からも本稿では主として第 7 章を扱うこととする。

[1]

7. 156

etāḥ prakṛtayo mūlaṃ maṇḍalasya samāsataḥ /

aṣṭau cānyāḥ samākhyātā dvādaśaiva tu tāḥ smṛtāḥ //

これらの [4 種] 諸要素は, つまり, 国際関係 (maṇḍala) の根幹である。

またこれ以外の 8 種が列挙され, それら [要素] は 12 であると言われている。

Viv-Bhā と, *Ṭi-Mukt* では以下に示すように「これ以外の 8 種」についての解釈が異なるのである。

Viv

etāḥ prakṛtayo maṇḍalasya vyākhyātāḥ.

aṣṭau cānyā āsām prakṛtīnām ekaikasyāḥ

prakṛter mitraṃ mitramitram ceti dve

dve prakṛtī ucyate.

ekā aṣṭau cānyāḥ prasamkhyātāḥ.

evam ubhayato 'pi dvādaśa bhavanti.

・ 4 種の要素 : madhyama, vijigīṣu, udāsina, śatru

・ 8 種の要素 : 4 種のそれぞれにある味方 (mitra), 味方の味方 (mitram-mitra).

Ṭi

etā itī /⁵⁾

etā madhyamādyāś catasraḥ prakṛtayaḥ /

saṃkṣapeṇa maṇḍalasya mūlam anyāsām

prakṛtīnām ābhyāḥ prasūter etā mūlam ity

ucyante /

anyāś cāṣṭau samākhyātāḥ /

tad yathāgrato bhūtānām mitram amitram

Bhā

etāḥ smṛtāḥ /

etā mūlaprakṛtayo maṇḍalasya vyākhyātāḥ /

aṣṭau cānyāḥ / āsām catasrīnām / prakṛtīnām

ekaikasyāḥ prakṛter mitram amitram ceti dve

dve prakṛtī

etā aṣṭau ādyāś catasra /

evam ubhayato dvādaśa bhavanti /

Mukt

etā ity ādi /

etā madhyamādyāś catasraḥ prakṛtayaḥ

saṃkṣepeṇa maṇḍalasya mūlam aparāsām

abhidhāyamāprakṛtīnam amātyādinām

mūlam ity ucyate/

anyāś cāṣṭau samākhyātāḥ /

tad yathā-agrato 'ribhūminām mitraṃ, arim-

mitramitram, arimitram ceti/
 evam anyās catasro bhavanti/
 paścāc ca pārṣṇigrāha ākranda pārṣṇigrāhā-
 sāra ākrandāsāra iti catasra
 evam aṣtau mūlaprakṛtibhiś catasrbhiḥ saha
dvādaśa prakṛtayah *smṛtāḥ* /

itram, mitramitram arimitramitram cety
 evam catasrah, prakṛtayo bhavanti /
 paścāc pārṣṇigrāhaḥ ākrandaḥ pārṣṇigrā-
 hāsārah, ākrandāsāra iti catasrah
 evam aṣtau prakṛtayo bhavanti /
 pūrvoktābhiś ca madhyamārivijigīṣūdāsinaś
 catrurūpābhiḥ mūlaprakṛtibhiḥ saha *dvādaśa-*
itāḥ prakṛtayah *smṛtāḥ* /

・4種の要素：madhyama, vijigīṣu, udāsina, śatru

・8種の要素：敵の前方にいる「味方，敵，味方の味方，敵の味方」，敵の背後の「敵，味方，敵の味方，味方の味方」。

いずれも合計とする12要素であるが、*Viv-Bhā* と *Ṭi-Mukt* の記述は別系統に属している。後者は *Arth*6.2 を受けたものであり、*Mukt* 以降の諸注釈にも継承される説である。

[2]

7.52

saptakasyāśya vargasya sarvatraivānuṣaṅgiṇaḥ /
 pūrvam pūrvam gurutaram viditvā vyasanam ātmavān //

[王は] 自身を保ち、いたる所に満ちているこれら1群の7種の〔悪徳の〕中では先行する悪徳ほど重大であると知れ。

7.45-53 は vyasana の克服が課題である。vyasana は「欲望から生じるもの (kāma-ja)」と「怒りから生じるもの (krodha-ja)」とに分類され、それぞれのグループ内の悪性度を示しているのである。この偈の注釈はいずれも長文にわたり、紙幅の都合でここにテキスト全体を示すことができないので、要点を記すると以下の通りである。

この偈については、4注釈いずれも細部の表現上の差異を別にすればほぼ一致していると言ってよい。注釈の記述には *Arth*8.3 が対応することが Derrett によって示されたが、実は両者の結論は次のように異なっている。

注釈はいずれも「欲望から生じる」4種の vyasana について、*Arth* の記述をほぼそのまま踏襲してそれぞれの長所と欠点を挙げ、その悪性度を比較する。ところが、結論である「飲酒>賭博，賭博>女，女>狩猟」はいずれも *Arth* によって誤った見解として斥けられているものである。注釈は *Manu* 本文の記述「先行す

る悪徳ほど重大である」に従って「飲酒>賭博>女>狩猟」と結論するが、*Arth* の「飲酒>女>賭博>狩猟」とは異なっているのである。「怒りから生じる」3種の vyasana についても同様に、*Arth* の記述を用いながら、結論は異なるものとなっている。

7.154

kṛtsnam ca aṣṭavidham karma pañcavargam ca tattvataḥ /

anurāgāparāgau ca pracāram maṇḍalasya ca //

また、8種類の一切の職務と、5種からなる1群のもの、

諸国 (maṇḍala) の友好・敵対と行状について正しく [考えよ]。

ここで問題になるのは、「8種類」と「5種類」の内容である。*Viv-Bhā* は次のような構成で注釈している。

〈1〉「8種類の職務」を3通りに説明する

(1) 未着手のことを開始する (akṛtāmbha), 実行中のことを継続する (ārabdhasya^anuṣṭhāna), 継続中のことを変更する (anuṣṭhitaviśeṣana), 職務の結果を享受する

(karmaphalasaṃgraha), 協議, 分離, 贈与, 軍事力 (sāma-bheda-dāna-daṇḍa).

(2) 農業 (kṛṣi), 商業 (vaṇikpatha), 水中に堤防を築く (udake setubandhana), 築城 (durgakarā), 既存の施設を維持する (kṛtasya vā tatsaṃskāra), ゾウの捕獲 (hastibandhana), 鉱物の採掘 (khanikhanana), 未開地への入植 (śūnyaniveśana), 樹木の伐採 (dāruvanacchedana).⁶⁾

(3) 獲得 (ādāna), 消費 (visarga), 解放 (praīṣa), 制限 (niśedha), 特定の問題についての議論 (arthavacana), 訴訟の審理 (vyavahāra^ikṣaṇa), 刑罰 (daṇḍa), 贖罪 (śuddhi).⁷⁾

〈2〉「5種」を「スパイ集団 (*Mukt* によれば cāravarga)」と解し, *Arth*1.11 により説明する。詐欺学生 (kāpaṭika)⁸⁾, 破壊僧 (udāsthita), 家長に扮したものの (grhapativyañjana), 商人に扮したものの (vaidehakavyañjana), 苦行者に扮したものの (tāpasavyañjana)。

〈3〉*Arth*1.12.23-24 を引用する。

〈4〉注釈終了を宣言する。

ṭī はこれらの中では 〈1〉の (2), 〈3〉〈4〉を採用するが, *Mukt* はそれに加えて 〈1〉の (1) について「Medhātithi の見解 (medhātithis tu … ity āha)」として言及する。*Mukt* は *ṭī* の説を継承することを原則とし、別説として *Bhā* を紹介しているのである。

[3]

7.119

daśi kulam tu bhuñjita vimśi pañcakulāni ca /
grāmaṃ grāmaśatādhyakṣaḥ sahasrādhipatiḥ puram //

10 [村落] の長は 1 クラを、そして 20 [村落] の長は 5 クラを享受せよ。
100 村落の長は 1 村落を、1000 [村落] の長は 1 都市を。

この偈の注釈では、*Viv-Bhā* には対応関係はない。一方 *Ṭi-Mukt* は、以下のようにほぼ全文一致する。*Ṭi-Mukt* は冒頭に *Hārītasṃṛti* から 1 偈を引用し、1 クラがどの程度の広さの土地であるかを説明しており、*Hārītasṃṛti* からの引用を含めて、後代の注釈家にも継承される記述である。⁹⁾

Ṭi

aṣṭāgavaṃ dharmahalaṃ ṣaṅgavaṃ jīvitārthinā-
m /
caturgavaṃ grhasthānām trigavaṃ brahmaghā-
tinām //
iti hārītaḥ /
ṣaḍgavaṃ madhyamaṃ halaṃ taddviguṇaṃ
kulaṃ manyante /
tena madhyamena haladvayena yāvati bhūr
vāhyate tatphalaṃ *daśādhipatiḥ* bhṛtyarthaṃ
bhuñjita /
evaṃ *vimśatyadhipatiḥ pañcakulāni śatādhi-
patir* madhyamaṃ *grāmaṃ sahasrādhipatir*
madhyamaṃ *puram*

Mukt

aṣṭāgavaṃ dharmahalaṃ ṣaṅgavaṃ jīvitārthinā-
m /
caturgavaṃ grhasthānām trigavaṃ brahmaghā-
tinām //
iti hārītasmaraṇāt /
ṣaḍgavaṃ madhyamaṃ halaṃ iti
tathā vidhahaladvaye-
na yāvati bhūmir vāhyate tat kulam
iti vadati tad *daśagrāmādhipatir* vṛtyarthaṃ
bhuñjita evaṃ *vimśatyadhipatiḥ pañcakulāni*
śatādhipatir madhyamaṃ *grāmaṃ sahasrā-
dhipatir* madhyamaṃ *puram*

結論

複数ある *Manu* の注釈文献相互の関係を、*Arth* をも視野に入れて明らかにするためには、さらに多くの資料を提示する必要があるが、ここではそれらをもふまえて知られる事実を要約して結論とする。

[1] *Manu* の古い注釈は後代の注釈家によって参照され、その所説は継承されている。

- [2] 少なくとも古注には 〈*Viv-Bhā*〉, 〈*Ṭī-Mukt*〉 という 2 つの系統がある。
- [3] *Manu* 本文の語義解釈において両系統が一致する場合 *Arth* の記述に依ることがあるが、異なる結論を導くことがある。

- 1) Derrett, JDM: *Bhārucci's Commentary on the Manusmṛti (The Manu-sāstra-vivarāṇa, Books 6-12) Text, Translation and Notes*, 2vols, 1975. Rāmānuja は自派の学匠として Bhārucci の名をあげている。なお, Bhārucci と法律学との関連は既に中村元博士によって示唆されている。『ヴェーダ-ンタ哲学の発展』 pp.8-9.
- 2) Derrett: Newly Discovered Contact between Arthaśāstra and Dharmaśāstra: The Role of Bhārucci, *ZDMG*. 115-1,1965,135-142; A jurist and his sources: Medhātithi's use of Bhārucci, *ALB*. 30,1967,1-22 (いずれも *Essays in Classical and Modern Hindu Law*, I に収められている)
- 3) 古くは W. Jones や G. Bühler の英訳, 最近では渡瀬信之氏の日本語訳。
- 4) Kane によると, *Bhā*: 9C, *Ṭī*: 11C, *Mukt*: 13C である。
- 5) *Ṭī* によって冒頭に引用される *Manu* 本文のテキストが流布本と異なる場合には *Ṭī* はその全体を提示するので, *Ṭī* が依る *Manu* のテキストはこれによって知ることができる。校訂者は *Manu* のヴァリエントと気づかないこともあるようだが, 第 7 章では 13,14,23,30,32,66,70,71,77,82,85, 86,97,104,126,133,135,140,157,160,161,164,186,194,198, 200,206,215 で確認される。
- 6) *Bhā* は kṛṣi を欠く。Nandna の *Mānavayākyāna* が「Kāmandaka によって述べられる」と言うように, この 8 種の職務は Kāmandaki の *Nitisāra* 5.77 に見える。
- 7) これは「ウシャナスの偈 (auśanasa śloka)」とされる。
- 8) *Ṭī* の両刊本とも kārpaṭika (遊行者) とするが, kārpaṭika とするべきである。
- 9) ただし, *Hārītasṁṛti* (5-8C) は *Viv-Bhā* の時代には存在しなかった可能性もあるから引用されないのも当然と言えるかも知れない。

〈キーワード〉 Manusmṛti, Manuṭikā, Manvarthamuktāvali, Govindarāja, Kullūka

(北海道大学助手)